平成２２年（フ）第２２５９号
大阪市旭区今市１丁目５番23号　メデイエール旭202
債務者　堀井　君枝
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２６０号
大阪市城東区中浜２丁目15番９―204号
債務者　波多野　学
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８３号
大阪府茨木市沢良宜西４丁目３―19　エアフォルク沢良宜202号、住民票上の住所兵庫県明石市西朝霧丘５番45―504号
債務者　髙橋眞智子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３５６号
大阪市生野区桃谷２丁目20番13号ハイツクレイン３Ａ
債務者　梅山　慶子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３６８号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目３番22号　レオパレス鴻池204号
債務者　森　　雅明
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３９５号
大阪府豊中市豊南町西３丁目16番９号
債務者　喜多　徹也
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３９６号
大阪府豊中市豊南町西３丁目16番９号
債務者　喜多　真依（旧姓徳野）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３９９号
大阪市生野区舎利寺２丁目17番22号
債務者　佐藤　昌美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４００号
大阪市生野区舎利寺２丁目17番22号
債務者　佐藤　秀代
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０１号
大阪市生野区巽東２丁目３番27号　ハイツ三喜屋203号
債務者　田中　　進
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９号
堺市堺区柏木町４丁３番２号　絢野ビル201号
債務者　行方くみこ
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原299番地
債務者　堺　　宏之
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
福島県会津若松市馬場本町４―８　シャトレマンション310号室、住民票上の住所福島県耶麻郡猪苗代町字窪南3632番地
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
神奈川県厚木市温水1003番地５　エスペランス105
債務者　佐藤　憲夫
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１５号
神奈川県南足柄市塚原1359番地１　ロッキーマンション201
債務者　土屋　哲郎
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３９号
神奈川県足柄上郡大井町金子533番地５
債務者　松原　邑甫
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４０号
神奈川県足柄上郡大井町金子533番地５
債務者　松原　澄江
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部